

高浜発電所第1号機審査資料	
資料番号	4-改3
提出年月日	2022年10月14日

**高浜発電所第1号機 設計及び工事計画認可申請【高浜発電所第1号機（2号機含む）減容したバーナブルポイズンの保管場所変更】  
コメント整理表**

黄色ハッチング：審査会合コメント

No.	コメント日	コメント内容	対応（予定又は実績）	回答日	反映資料	回答状況
1	7月28日	基本設計方針の「また、固体状の放射性廃棄物を管理区域外において運搬する容器は設置しない」、「なお、減容バーナブルポイズン運搬用容器は一時的な管理区域を設定し運搬する。」と、「廃棄物処理設備としての運搬用容器」要目表の記載の関連性を説明すること	第2回ヒアリングで説明	8月19日	資料3-改1	回答済
2	7月28日	技術基準三十九条第1項第五号及び第六号の「ただし書き」を適用するのか、しないのかを明確にし、適用するのであれば、今回設定する一時管理区域が、既存の管理区域と同等の設定管理であることを説明すること（運搬経路の安全性確保を含む）	第2回ヒアリングで説明	8月19日	資料3-改1	回答済
3	7月28日	保管物を変更するB-SG保管庫に関して、耐震性条文との関連性を再検討するとともに、重量物増加による影響評価結果を説明すること	第2回ヒアリングで説明	8月19日	資料3-改1	回答済
4	7月28日	減容B P 運搬用容器のB-SG保管庫への収納方法、B-SG保管庫内での具体的な点検方法・内容に関して、図面等を利用して説明すること（被ばく管理も含め）	第2回ヒアリングで説明	8月19日	資料2-改1	回答済
5	7月28日	別表2記載の添付書類に対する添付要否について説明すること	第2回ヒアリングで説明	8月19日	資料3-改1	回答済
6	7月28日	減容B P 運搬用容器からの水の排出方法について説明すること	第2回ヒアリングで説明	8月19日	資料2-改1	回答済
7	7月28日	減容B P 運搬用容器の運搬時の車両の安定性について説明すること	第2回ヒアリングで説明	8月19日	資料3-改1	回答済

8	9月1日	構内運搬時における一時管理区域の設定方法、運搬、保管庫への収納、保管庫内の点検の各作業における作業員の被ばく線量予想に関して、減容B P 運搬容器の線量（表面及びa t 1 m）、距離等を精緻化し説明すること。（トレーラや道幅等の寸法も記載して）	資料提出	9月7日	資料2-改2	回答済
9	9月1日	コ口台車と電動チロローラーの違いを説明すること。	資料提出	9月7日	資料2-改2	回答済
10	9月1日	巡視点検時に確認しづらい箇所の対応方法を説明すること。	資料提出	9月7日	資料2-改2	回答済
11	9月1日	減容B P 運搬用容器の水の排出および真空乾燥作業時における作業員の被ばく予想について説明すること。	資料提出	9月7日	資料2-改2	回答済
12	9月1日	外部遮蔽壁保管庫の容量として「/棟」で記載している考え方を説明すること。	資料提出	9月7日	資料2-改2	回答済
13	9月1日	一時的な管理区域の設定に関して、保安規定105条の2との関係性を説明すること。	資料提出	9月7日	資料3-改2	回答済
14	9月1日	減容B P 運搬用容器の胴板厚さの設定根拠について説明すること。	資料提出	9月7日	資料2-改2 資料3-改2	回答済
15	9月1日	要目表「廃棄物処理設備としての運搬用容器」と、基本設計方針「固体状の放射性廃棄物を管理区域境界で運搬する容器は設置しない。」との記載の関連性を再度説明すること。	資料提出	9月7日	資料3-改2	回答済
16	9月13日	一時管理区域の具体的な運用（設定・解除・被ばく管理方法）が恒設の管理区域と同等であること、並びに、その運用が保安規定や事業者社内標準でどのように担保されているのかを説明すること。	第3回ヒアリングで説明	9月26日	資料1-改2 資料3-改3	回答済
17	9月13日	一時管理区域境界の線量を示し、時間的要素の含めて「実用炉規則：1.3 mS v / 3か月」を満足することを説明すること。	第3回ヒアリングで説明	9月26日	資料1-改2 資料2-改3 資料3-改3	回答済
18	9月13日	B-S G 保管庫内の点検作業における被ばく評価に関して、減容B P 運搬用容器以外の既保管物からの線量を考慮する必要がない理由を説明すること。	第3回ヒアリングで説明	9月26日	資料1-改2 資料2-改3	回答済

19	9月13日	B-SG保管庫の耐震性に関する補足説明資料において、減容B P運搬用容器の遮蔽厚と設定で考慮した内容を説明すること。	第3回ヒアリングで説明	9月26日	資料3-改3	回答済
20	9月13日	減容B P運搬用容器の運搬ルートとSAアクセスルートとの干渉について説明すること。	第3回ヒアリングで説明	9月26日	資料3-改3	回答済
21	9月13日	技術基準第十一条（火災による損傷の防止）に関して、火災感知器バックフィット工認を踏まえた対応を説明すること。	第3回ヒアリングで説明	9月26日	資料2-改3	回答済
22	9月13日	技術基準第十七条（材料及び構造）に関して、「ノンクラス」で整理する理由を説明すること。	第3回ヒアリングで説明	9月26日	資料2-改3	回答済
23	9月13日	構内運搬時の作業イメージ図における各要員が放射線業務従事者であることを明示すること。	第3回ヒアリングで説明	9月26日	資料1-改2 資料2-改3 資料3-改3	回答済
24	10月5日	資料2の技術基準第十一条（火災による損傷の防止）に係る減容B P運搬用容器の「関連性・審査対象」について再整理（不燃物であることの確認）し説明すること。	第4回ヒアリングで説明	10月14日	資料1-改3 資料2-改4 資料3-改4	
25	10月5日	資料2の技術基準第四十二条（生体遮蔽等）に係る外部遮蔽壁保管庫の「関連性・審査対象」について再整理（評価条件の明確化）し説明すること。 （外部遮蔽壁保管庫に関して、「生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書」が不要であることの説明も同様）	第4回ヒアリングで説明	10月14日	資料2-改4	
26	10月5日	資料1のコメントNo1回答部分（3ページ目）と資料3の添付資料3との記載レベルは統一を図り、実用炉規則、保安規定、社内規定等を体系立てて説明すること。	第4回ヒアリングで説明	10月14日	資料1-改3 資料3-改4	
27	10月5日	資料1のコメントNo3回答部分（6ページ目）に関して、被ばく線量予想値及び被ばく線量実績のエビデンスを追記すること。	第4回ヒアリングで説明	10月14日	資料1-改3 資料2-改4	
		（以下余白）				